アメリカ合衆国

(United States of America)

Ⅰ 概要

- 1. 人口
 - 3 億 875 万人(2010 年 4 月,米国国勢局)
- 2. 面積

962.8 万平方キロメートル (50 州, 日本の約 25 倍)

3. 政治体制

大統領制,連邦制(50州他)

4. 言語

主として英語(法律上の定めはない)

5. 1人当たり国内総生産(GDP) 55,837 ドル(名目, 2015年)

6. 首都

ワシントン D.C.

7. 通貨単位 米ドル

《出典》外務省ウェブサイト(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/data.html)(更新日:2016 年 8 月 19 日)。

Ⅱ 教育の普及状況

教育段階	年	在籍率	男	女
就学前教育	2013年	71%	71%	71%
初等教育	//	99%	100%	99%
中等教育	//	96%	96%	96%
高等教育	//	89%	75%	104%

(通常の年齢よりも早い又は遅い入学や留年等を理由とする該当年齢以外の在籍者を含む)

Ⅲ 教育行政制度

連邦には連邦教育省が置かれているが、その役割は教育に関する調査、統計、研究及びマイ ノリティ教育や奨学金事業等の機会均等の保障などに限定されている。

教育は基本的に州の専管事項であり、通常、初等中等教育と高等教育のそれぞれに教育行政 機関が置かれている。初等中等教育については州教育委員会が公立学校に関する教育方針や制 度的枠組みを設定している。後者については州立大学理事会や州高等教育調整委員会が州の高 等教育政策の立案・実施や州立大学の管理・運営を行っている。

州の下には、初等中等教育行政を専門とする地方政府(特別地区)として学区が置かれている。学区では、学区教育委員会が公立学校の設置・維持・管理を行っている。

IV 学校体系

(学年暦:7月~翌年6月)

1. 就学前教育

幼稚園や保育学校などで行われ、通常3~5歳児を対象とする。小学校には入学前1年間の 就学前教育を提供するための幼稚園クラス(第K学年)が付設されているのが一般的である。 多くの子供たちは5歳で幼稚園クラスに在籍し、そのまま第1学年に進級する。

2. 義務教育

義務教育年限は9年から,1年間の就学前教育を含めた13年まで,州により異なるが,10年とする州が多い。就学義務開始年齢は6歳とする州が最も多い。規定上7歳又は8歳を就学義務開始年齢とする州もあるが,実際には6歳からの就学が認められている。

3. 初等中等教育

初等中等教育は合計 12 年である。その制度は州あるいは学区によって異なるが、5(4) - 3(4) - 4 制が主流である。このほか、伝統的な学校制度として及び6 - 3(2) - 3(4) 制や8 - 4 制、6 - 6 制がある。

初等中等教育において「修了」という場合,通常,ハイスクールの修了を意味する。ハイスクールの修了要件としてほとんどの州に共通しているのは,指定された教科目について一定数以上の単位を取得することである。近年は,履修教科目の種類と単位数に加えて,州が指定する学力テストの受験・合格を修了要件とする州が増えている。

4. 高等教育

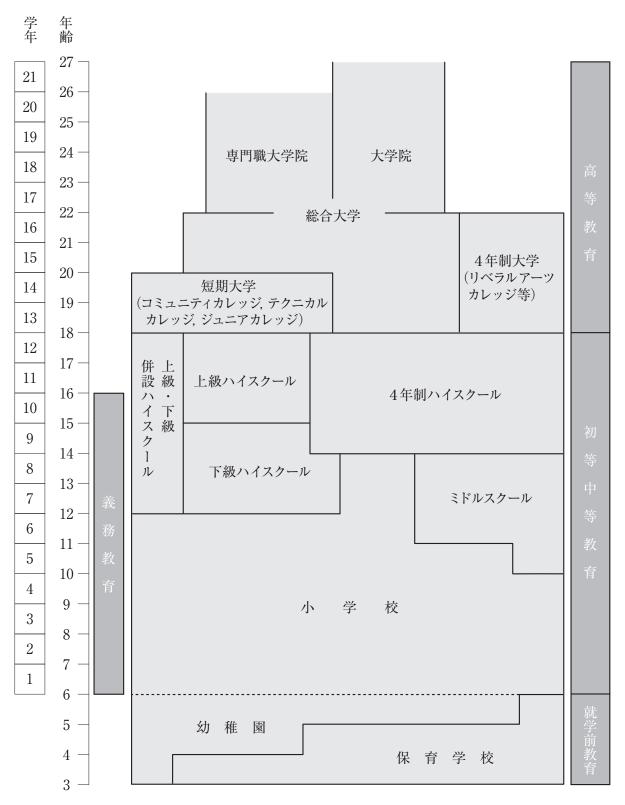
高等教育は総合大学,リベラルアーツ・カレッジ,専門大学(学部)及び短期大学(コミュニティカレッジ,テクニカルカレッジ等)などで行われる。これらの基礎的な入学資格はハイスクールの修了である。入学者の選抜方式は大学の種類及び性格によって異なり,無選抜(短期大学),一定水準以上の全員入学(多くの州立大学),選抜制(ハーバード大学などの有名私立大学)に大別される。

高等教育機関で授与される主な学位には、準学士、学士、修士、博士がある。準学士は通常、短期大学の2年課程を修了することで授与される。学士は通常、総合大学やリベラルアーツカレッジ等の4年以上5年以下の課程を修了することで授与される。修士は総合大学や専門大学の大学院にある1年以上2年以下の課程を修了することで授与される。博士は研究博士と専門職博士に大別され、前者は修士課程よりも上級の課程において博士論文の作成及び発表を要件に、後者は専門的な職業に従事するにあたり必要とされる知識・技能を提供する課程の修了に基づいて授与される。このほか、1年未満の課程の修了や一定の単位取得によって授与される各種履修証明(cirtificate、diploma)がある。

《参考資料》

- ・NCES サイト(http://nces.ed.gov/)(2016年6月29日閲覧)。
- ・文部科学省『諸外国の教育行財政』ジアース教育新社,2013年。

V 学校系統図



(義務教育年限は州によって9年から13年(幼稚園の1年間を含む)と異なる。また、学校制度も州あるいは学区によって異なるため、図では、代表的な制度として、5-3-4制、6-3(2)-3(4)制、8-4 制、6-6制を示した)

VI 取得可能な資格・学位

